

「役員賞与に関する会計基準(案)」に対するコメント

新日本監査法人

公認会計士 目黒幸二

中間財務諸表における取扱い～3 項について

従前の実務対応報告第 13 号では、中間における取扱いが記載されていましたが、今回の会計基準では触れられておりません。会計基準として「役員賞与は、発生した会計期間の費用」としておりますので、中間では、通常の費用として考えれば足りるとの考慮があるものと思いますが、その点を明示すべきだと考えます。

(1) 中間での取り扱い

役員賞与を「職務執行の対価」と考えると、期間の経過に応じて発生すると考えられる場合(*)には、中間決算でもすでに発生している分(2 分の 1)を引当計上する必要がある。

この点に関しては、前の実務対応報告では、「当該金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間期において合理的に見積もることが困難な場合」費用処理しないことを認めていましたが、裏を返せば発生している分は費用計上すべきであるとしていたと考えられます。今回の会計基準案では、これに関しても触れられておりません。

* 役員賞与の額が毎年ほぼ同額であり、役員の年収の一部として常態化しているケースや親会社出身の子会社役員に対して、親会社の同期並みの年収を実質的に保障しているようなケース等が考えられます。

役員賞与の性格に関して～10 項について

役員賞与に関しては、従来から、職務執行の対価か、本来株主に帰属する利益の分配か、の議論がありますが、基準案では、職務執行の対価としております。その論拠として、「会社の利益は職務執行の成果であり、この功労に報いるために支給される」からであるとしています。

しかし、こうした記載を字句どおり読むと、会社が利益をあげていない場合、役員賞与を出せるのかどうか不明な場合が生じることになります。実務でも、当期利益はなくとも未処分利益の範囲で株主配当を行い、役員賞与も支給する例もあり、会計基準案の記載との整合性が問題になります。(「利益」を過年度の利益と解釈するのは、役員に異動がある場合困難)

会計基準案はあくまで経済的実態に着目しているものであり、役員賞与を出せるのか、出せないのか、といった商法上の議論とは一線を画すべきであり、表現を和らげる必要があると考えます。

この点に関して、従前の実務対応報告では、基本的には職務執行の対価という考え方を取りつつも、利益の分配であるという考え方を直接に否定することはせず、株主総会の決議を経た株主の意思により与えられている点で、役員報酬と経済的実態が変わらないので会計処理を統一するというスタンスであり、参考になるものと思います。

以 上